

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産・・・定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、広島県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (3) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳書(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)は作成していない。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分は設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	24,067,639	0	0	24,067,639
建物（基本）	123,905,436	0	4,523,574	119,381,862
建物附属設備（基本）	7,424,023	0	2,310,665	5,113,358
合計	155,397,098	0	6,834,239	148,562,859

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物(基本財産)	97,543,496円
土地(基本財産)	11,559,271円
計	109,102,767円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 3,360,000円

計 3,360,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	176,945,075	57,563,213	119,381,862
建物附属設備(基本)	39,628,260	34,514,902	5,113,358
土地(基本)	24,067,639		24,067,639
小計	240,640,974	92,078,115	148,562,859
その他の固定資産			
構築物	14,123,070	9,666,570	4,456,500
器具及び備品	50,428,806	40,867,262	9,561,544
ソフトウェア	2,147,100	862,260	1,284,840
権利	1,374,000	1,291,102	82,898
小計	68,072,976	52,687,194	15,385,782
合計	308,713,950	144,765,309	163,948,641

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

「ののはま保育園」は、2017年4月1日より「幼保連携型認定こども園 ののはまこどもえん」に移行する。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な

事項

該当なし